

# 名古屋港管理組合公報

令和2年7月15日  
(水曜日)  
第26号

目次	訓令
○名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正	1
○措置通知の公表	2
○名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程の一部改正	3
○名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程の一部改正	3
○名古屋港審議会委員の任免	3
○職員の人事異動	4

## 訓令

### 訓令第3号

組合内一般

名古屋港管理組合行政文書管理規程（平成二十一年訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
令和二年七月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

第十八条ただし書中「又は文案」を「若しくは文案」に改め、「余目」の下に「又は庁内LANグループウェアシステム」を加える。

第十九条第三項中「余目」の下に「又は庁内LANグループウェアシステム」を、「記載し」の下に「又は入力し」を加え、同条第四項中「起案文書」の下に「(庁内LANグループウェアシステムにより起案したものを除く。）」を加える。

第二十三条に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、第十八条ただし書の規定により庁内LANグループウェアシステムを利用して起案したものの不在処理の方法は、別に定める。

第三十五条（見出しを含む。）中「及び電子メール」を「電子メール及び庁内LANグループウェアシステム」に改める。

第三十七条（見出しを含む。）中「庁内LANグループウェアシステム及び」を削る。

### 附則

この訓令は、令和二年七月十五日から施行する。

# 監 査 公 表

## 監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和2年7月15日

名古屋港管理組合監査委員 丹 羽 ひろし  
同 山 本 正 雄  
同 篠 田 信 示

令和2年監査公表第1号分

監 査 結 果	措 置
<p>指摘事項 〈支出事務〉 ア 超過勤務手当において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあった。     該当箇所 総務部、建設部</p> <p>イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給及び過支給となっているものがあった。     該当箇所 港営部、建設部</p>	<p>指摘事項 〈支出事務〉 ア 総務部     未支給については令和元年12月12日に追給の措置を講じた。     過支給については令和元年11月29日及び令和2年2月7日に戻入及び歳入の措置を講じた。     今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、庶務事務システム誤入力を防止するとともに複数職員による各申請の確認を徹底する</p> <p>    建設部     支給不足分については、令和2年2月6日に追給の措置を講じた。     今後の防止策として、時間外勤務命令時のみならず、命令後の再確認も怠らぬようにして正確を期していくものである。</p> <p>イ 港営部     過支給については、令和元年12月4日に戻入の措置を講じた。     今後の防止改善策として、所属職員に関係規程等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>    建設部     未支給については、令和元年12月18日に追給の措置を講じた。     過支給については、令和元年11月5日及び令和2年2月25日に戻入の措置を講じた。     今後の防止改善策として、所属職員に関係規程等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底し、承認時のみならず、承認後の再確認も怠らぬようにして正確を期していくものである。</p>

## 議 会 事 項

### 訓令第一号

議会事務局

名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程（平成二十一年訓令第一号）の一部を次のように改正する。  
令和二年七月十五日

名古屋港管理組合議会

議長 杉浦 孝成

第十五条ただし書中「又は文案」を「若しくは文案」に改め、「余白」の下に「又は市内LANグループウェアシステム」を加える。

第十六条第三項中「余白」の下に「又は市内LANグループウェアシステム」を、「記載し」の下に「又は入力し」を加え、同条第四項中「起案文書」の下に「市内LANグループウェアシステムにより起案したものを除く。」を加える。

第二十条に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、第十五条ただし書の規定により市内LANグループウェアシステムを利用して起案したものの不在処理の方法は、別に定める。

第三十条の見出し中「フアクシミリ及び電子メール」を「並びにフアクシミリ、電子メール及び市内LANグループウェアシステム」に改め、同条中「及び電子メール」を「電子メール及び市内LANグループウェアシステム」に改める。

第三十二条（見出しを含む）中「市内LANグループウェアシステム及び」を削る。

#### 附 則

この訓令は、令和二年七月十五日から施行する。

## 監 査 委 員 事 項

### 名古屋港管理組合監査委員告示第二号

名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程（平成二十六年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月十五日

名古屋港管理組合監査委員 丹 羽 ひろし

同 山 本 正 雄

同 篠 田 信 示

第十五条ただし書中「又は文案」を「若しくは文案」に改め、「余白」の下に「又は市内LANグループウェアシステム」を加える。

第十六条第三項中「余白」の下に「又は市内LANグループウェアシステム」を、「記載し」の下に「又は入力し」を加え、同条第四項中「起案文書」の下に「市内LANグループウェアシステムにより起案したものを除く。」を加える。

第二十条に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、第十五条ただし書の規定により市内LANグループウェアシステムを利用して起案したものの不在処理の方法は、別に定める。

第三十条（見出しを含む）中「及び電子メール」を「電子メール及び市内LANグループウェアシステム」に改める。

第三十二条（見出しを含む）中「市内LANグループウェアシステム及び」を削る。

#### 附 則

この規程は、令和二年七月十五日から施行する。

## 審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

上 原 雅 （6月10日）

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

小 鹿 邦 博 （6月19日）

## 雜 報

新	旧	氏 名
総務部付参事 総務部担当課長(歴史的資料管理担当) (以上7月1日)	(再任用) 退職派遣(名古屋港鉄鋼埠頭派遣)	岩 間 初 彦 後 藤 浩 一

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合